

学校いじめ防止基本方針

今治市立桜井中学校
令和8年4月3日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにし、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

2【学校が設置する組織】

桜井中学校いじめ防止対策委員会

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当、学級担任

重大事態等への対処のための組織

＜構成員＞

P T A、学校運営協議会委員、公民館、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

＜役割＞

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処

＜外部専門家＞

＜関係機関等＞

今治市教育委員会
今治市ネウボラ推進課
今治市コスモスの家
今治市発達支援センター
愛媛県福祉総合支援センター
今治警察署

3【未然防止のための取組】

- 学年・学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育、特別支援教育の充実による支えあう関係の醸成
- 体験活動の充実
- 生徒の主体的な活動の充実
- 「分かる、考える、伸びる」授業づくり
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備

4【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実
- 児童生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 声掛け、見守り活動の充実
- ジブンミカタプログラムによる毎月のセルフチェックを通した、生徒の変化の迅速な把握
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には、速やかにやめさせ、直ちに事実の確認を行い、必要に応じて聞き取り調査、個人面談、保護者面談を行う。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人では抱え込まず、いじめ防止対策委員会への報告をし、対応について検討する。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援
当該生徒から事実を確認し、その保護者への事実説明と支援を行う。また、いじめ被害生徒の心身の安全を最優先に考え、弾力的措置を講じて、心のケアに努める。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援
当該生徒から事実を確認し、再発防止のために適切な指導を行うとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- まわりの生徒への指導・支援
傍観者、観衆の立場の生徒がいじめを助長していることを理解させるとともに、いじめを受けた生徒の心の痛みや苦しみに気付かせる指導をする。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応
情報モラル教室や学年通信、生徒指導だより等による積極的な情報発信で、啓発に努める。必要に応じて、警察署生活安全課と連携する。
- 関係機関との連携
連携協力体制を強化するとともに、情報の共有と対応について協議する。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会との協議の下、学校に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする態度の育成
- SNS等の安全な利用法の指導
- 子どものサインに気付ける関係づくり

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめ等を見かけた時の、注意と連絡
- 時と場に応じた言動の指導
- 挨拶によるコミュニケーション

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談		○		○			○		○	○	○	
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			○
学校評価				○					○			○